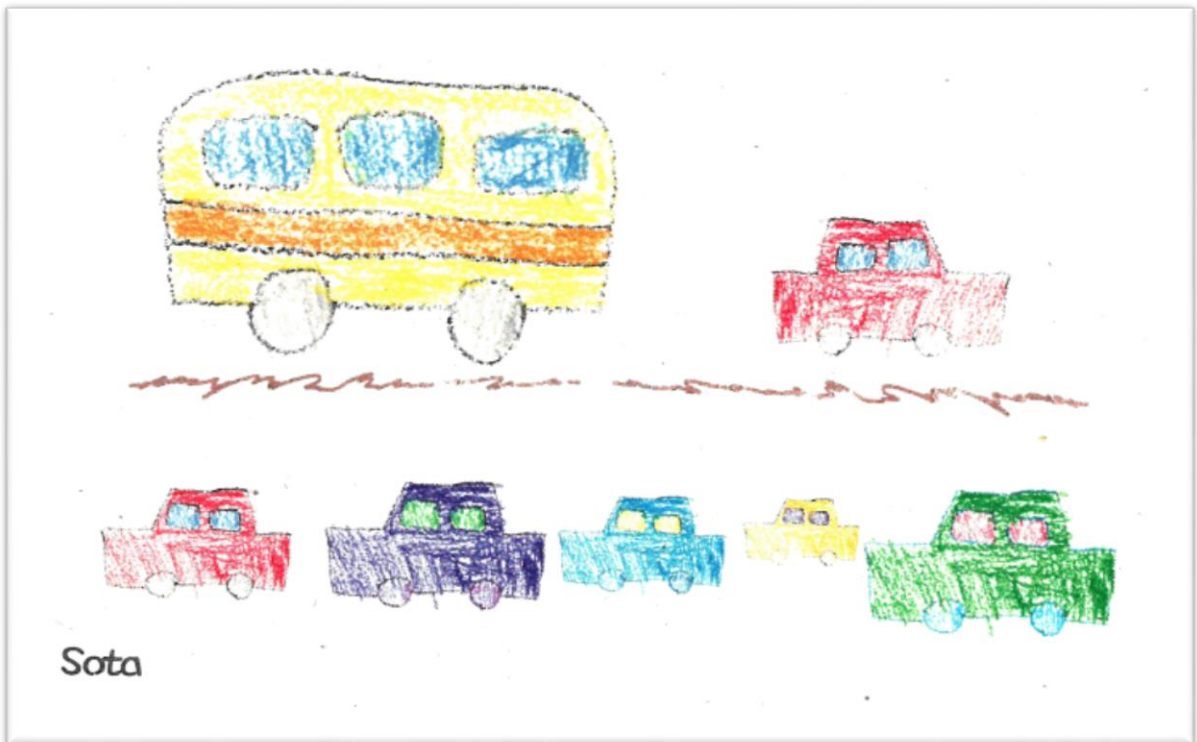


令和3年度

障がい者のためのしおり



障がい者のためのしおり

令和3（2021）年度版

しおりをご覧になる前に

このしおりは、障がいのある方のための福祉施策の概要とサービス（事業）について紹介し、日常生活の手引きとしてご活用いただくために作成しました。

- * このしおりの内容は、令和3年4月現在の内容で作成しています。
- * 住所・電話番号・インターネットのホームページアドレスなどを掲載している施設等がありますが、都合により変更（移転等）する場合がありますのでご了承ください。
- * その他記載事項については、予告なく変更となることもありますので、詳細については窓口へお問い合わせください。

—— 知りたい情報の探し方 ——

- (1) **目次を利用する**
目次では、各項目のタイトルや事業名から知りたい情報を探すことができます。
- (2) **早見表を利用する**
早見表では、障がい種別や等級等に応じて受けられるサービス（事業）を一覧表で確認することができます。紙面の都合上、対象となる事業に○（該当）や△（一部該当）、所得や年齢に制限がある場合には有（あり）と記されています。
- (3) **三鷹市ホームページの添付ファイルを閲覧する**
「サイト内検索」欄に「障がい者のためのしおり」と入力・検索の上、しおりのページの「添付ファイル」からダウンロード可能です。※視覚障がい者用の読み上げ機能あり
- (4) **電子書籍版を活用する**
三鷹市ホームページの外部リンクページ「みたか e-book ポータル」に掲載されている「障がい者のためのしおり」（最新年度版）を閲覧することで、しおりに掲載されている文字（キーワード）から該当ページを検索することができます。

このしおりでの表記について

「障がい」の表記

三鷹市では、「障害者」が本来「障(礙)者」の現代表記であることに照らして、法律名、法定の名称、組織・団体名等を除いて「障がい者」及び「障がい」と表記しています。

このしおりでは、法律名等定められたとおりに「障害者」及び「障害」と表記するものについては、下線をしています。

「障害者総合支援法」の表記

このしおりの中では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」について、その法律名を「障害者総合支援法」と表記しています。

(個人番号)マイナンバーの確認について

このしおりで紹介している事業・サービスの中には、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の規定により、手続の際に「番号確認」と「身元確認」ができる書類の提示が必要なものがあります。

マイナンバーの提示が必要な手続きの箇所には、下記のマーク（図1）をつけています。

マイナンバーの確認には、下記の例を参照して書類を準備してください。

○マイナンバー（個人番号）確認書類の例

番号確認
番号カード（裏面） 個人番号付の住民票 通知カード（住民票と同住所記載）



身元確認
番号カード（表面） 運転免許証、パスポート、 身体障害者手帳など



マイナンバーを
ご提示ください

（図1）

申請が代理人の場合はこれらに加えて「代理権の確認」と代理人の「身元確認」ができる書類の提示が必要な場合がありますので、お手数ですが事前にお問い合わせください。

所得・課税額の確認について

事業・サービスの中には、所得・課税額による制限が設けられているものがあります。

当該年の所得・課税額（1月1日付の住所地で課税されます）が適用される月は、右記のマーク（図2）の中に表示しています。記載のないものについては、各係にお尋ねください。



（図2）

三鷹市役所周辺の市の施設住所について

このしおりの中では、三鷹市役所周辺の市の施設、機関等の住所を省略している場合があります。それぞれの住所は下記のとおりです。

三鷹市役所

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1

三鷹市教育センター

〒181-8505 三鷹市下連雀 9-11-7

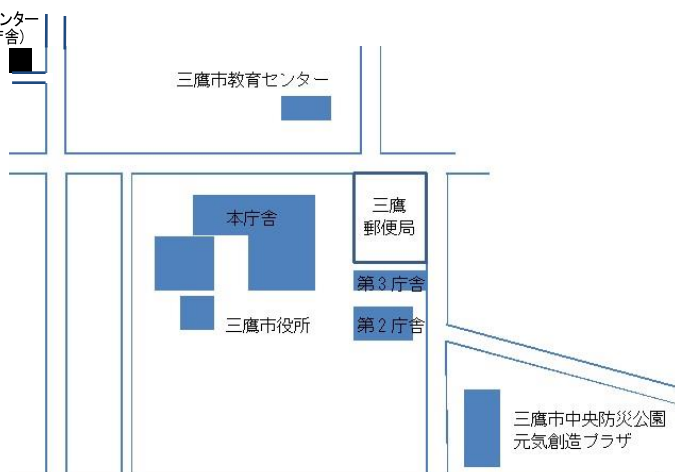
三鷹市中央防災公園元気創造プラザ

〒181-0004 三鷹市新川 6-37-1

みたかボランティアセンター

〒181-0012 三鷹市上連雀 8-3-10

ボランティアセンター
(上連雀分庁舎)



目 次

障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

——障がい者を対象としたサービス——	
1. 自立支援給付	1
2. 地域生活支援事業	5
——障がい児を対象としたサービス——	
.....	7
——福祉用具の支給——	
1. 補装具費の支給及び借受け	9
2. 日常生活用具の給付	9
3. 住宅設備改善費給付制度	15
——介護保険法との関係——	
1. 介護保険の優先	16
2. 介護保険サービスの利用	16
——障害者総合支援法施行令第1条で定める疾病——	
.....	17

障がい者の手帳

——身体障害者手帳——	
1. 初めて取得するとき	19
2. 診断書料の助成	19
3. 所持証明書	20
4. その他の手続	20
——愛の手帳——	
1. 初めて取得するとき	21
2. 更新するとき	21
3. その他の手続	21
——精神障害者保健福祉手帳——	
1. 初めて取得するとき	22
2. 更新するとき	22
3. 診断書料の助成	22
4. 所持証明書	22
5. その他の手続	22

障がい者の手当

——手当の種類——	
.....	23
——難病医療費助成及び特定疾患手当の対象となる疾病——	
.....	25

障がい者の年金

——年金の種類——	
1. 障害基礎年金（国民年金）	27
2. 特別障害給付金	28
3. 東京都心身障害者扶養共済	28

障がい者の医療

——医療費助成——

1. 心身障害者医療費助成(マル障)	29
2. 難病医療費助成	30
3. 自立支援医療	30
4. B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	31
5. 特定疾病療養受療証(マル長)	31
6. 大気汚染医療費助成制度(マル都)	31
7. 小児慢性特定疾病の医療費助成	31
8. 小児精神障害者入院医療費助成制度	32
9. ひとり親家庭等の医療費助成(マル親)	32
10. 後期高齢者医療制度(障がい認定)	32

——障がい者の医療相談・診療——

1. 障がい者の歯科相談	32
2. 障がい者の歯科診療	32
3. 在宅重症心身障害児(者)訪問事業	32

リハビリ・講習会

——障がい者の方向けの講習会——

1. 視覚障がい	33
2. 聴覚障がい	33
3. 音声・言語障がい	34
4. 肢体不自由	34
5. 内部障がい	34
6. 精神障がい	35
7. 高次脳機能障がい	35
8. 各種講習会	36

——支援者向けの講習会——

1. 三鷹市手話講習会	37
2. 手話通訳者養成講習会	37
3. 要約筆記者の養成	37
4. 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成	37
5. 音訳奉仕員指導者の養成	38
6. 知的障がい者ガイドヘルパー養成研修	38
7. ホームヘルパーのための精神障がい講座	38

目 次

日常生活の支援

——福祉用具の支給など——	
1. 補装具費の支給	39
2. 日常生活用具の給付	39
3. 中等度難聴児発達支援事業	39
4. 車いすの貸出し	39
——介護人の派遣——	
1. ホームヘルパーの利用(居宅介護)	39
2. 重度訪問介護	39
3. 重度脳性麻痺者の外出介護	40
4. 福祉訪問員の派遣	40
5. 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイトサービス事業	40
6. 巡回入浴サービス	40
7. 三鷹市社会福祉事業団による有償サービス	41
——一時保護——	
1. 一時保護事業(ピアえきまえ)	41
2. ショートステイ	41
3. 障害者支援施設なごみ・みずきの利用	41
4. 在宅難病患者一時入院事業	41
5. 精神障害者一時入所事業	41
——日中の活動——	
1. 生活介護	42
2. 日中一時支援事業	42
——ごみ出し支援——	
1. ふれあいサポート事業	42
2. 一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ・多量ごみ)の免除	42
3. ごみ処理手数料の減免(指定収集袋の無料配布)	42

外出の支援

——移動の支援——	
1. 同行援護	43
2. 行動援護	43
3. 移動支援	43
4. 身体障害者補助犬の給付	43
——交通機関の割引——	
1. JR運賃割引	44
2. その他の交通機関の運賃割引	45
3. タクシー料金の割引制度	46
4. 福祉タクシーの利用	46
5. リフト付タクシーの利用	46
6. 福祉有償運送(みたかハンディキャブ)の利用	46
——自動車に関する助成——	
1. 自動車燃料費の助成	47
2. 有料道路通行料の割引	47
3. 自動車教習費の助成	47
4. 自動車運転免許の無料教習	48
5. 自動車改造費の助成	48
6. 駐車禁止規制の除外	48

コミュニケーション支援

—視覚障がい—

1. 市立図書館でのサービス	49
2. 点字・録音図書の製作、貸出、配信	49
3. 読み書き支援員の派遣	49
4. 広報みたか点字版と声の広報の送付	49
5. みたか声の議会だよりの発行	49
6. 広報東京都点字版と音声版の送付	49
7. 都議会だより点字版と音声版の送付	49
8. 刊行物作成配布事業	50
9. 点字即時情報ネットワーク事業	50

—聴覚障がい—

1. コミュニケーション機器の貸出し	50
2. 映像ライブラリーの貸出し	50
3. 東京都障害者福祉会館の利用	50
4. 手話通訳者・要約筆記者の派遣	50
5. 手話通訳者の配置	50
6. 議会傍聴時の手話通訳の実施	50
7. 電話お願い手帳の配布	50

防災・安全安心

—安全・安心のために—

1. ヘルプカード	51
2. ヘルプマーク	51
3. 救急医療情報キット	51
4. 緊急時のメール・FAXによる通報	51

—災害時に備えて—

1. 災害時避難行動要支援者支援事業	52
2. ケーブルテレビに緊急情報を文字で表示します	52

選挙

—障がい者のための制度—

1. 投票所での投票	52
2. 不在者投票	52

子ども

—発達に関する相談—

1. 子ども発達支援センター	53
2. 経過観察健康診査・発達健康診査	53
3. 子育て相談	53
4. ところとからだの発達相談	53

—保育など—

1. 児童発達支援	54
2. ケアプラス保育	54
3. 利用者負担額(保育料)の減免	54
4. 発達支援	54
5. 児童発達支援事業	54
6. 放課後等デイサービス	54
7. 学童保育所での障がい児保育	54

—教育—

1. 就学相談	55
2. 教育相談	55
3. 教育支援学級	55
4. 特別支援学校	56

目 次

住まい

——グループホーム——	
1. グループホーム	57
——家賃の助成など——	
1. グループホームの家賃助成	57
2. 住宅設備改善	57
——賃貸住宅の居住支援——	
1. 障がい者の入居支援・居住継続支援	57
——公営住宅——	
1. 市営住宅の入居申込み	58
2. 都営住宅(世帯向け)の入居申込み	58
3. 都営住宅(車いす使用者向け住宅)の入居申込み	58
4. 都営住宅使用料の減免	58

しごと

——就労相談——	
1. 三鷹市障がい者就労支援センター かけはし	59
2. 三鷹公共職業安定所(ハローワーク三鷹)	59
3. 障害者就業・生活支援センター オープナー	59
4. 東京障害者職業センター	59
5. 総合コーディネート事業(東京しごと財団)	59
6. 障害者就業支援情報コーナー(東京しごと財団)	59
7. 日本盲人職能開発センター	59
——職業訓練——	
1. 就労移行支援	60
2. 東京障害者職業能力開発校	60
3. 国立職業リハビリテーションセンター	60
4. 身体障害者福祉工場	60
5. ヘレン・ケラー学院	60
6. 障害者委託訓練事業(東京しごと財団)	60
7. 障がい者更生訓練費の給付	60
——雇用促進——	
1. 障がい者の雇用促進制度	61
2. 障がい者を雇用する事業主への助成	61
3. 東京ジョブコーチ支援事業(東京しごと財団)	61
——雇用契約をしない、しごとの場——	
1. 就労継続支援A型・B型	61

おかね

——資金の貸付——	
1. 生活福祉資金の貸付	62
——自動車事故被害者支援制度——	
1. 自動車事故被害者に対する支援(NASVA)	62

税金・公共料金

——税金——	
1. 税の控除	63
2. 自動車税・軽自動車税の減免	64
——公共料金など——	
1. 都立公園入園料と駐車料の減免	65
2. NHK受信料の減免	65
3. NTT無料番号案内(ふれあい案内)	65
4. 携帯電話の障がい者割引	66
5. 郵便料金の減免等	66
6. 水道・下水道料金の減免	66

社会活動への参加

—文化—

- 1. 三鷹市障がい者作品展 67
- 2. 東京都障害者総合美術展 67

—スポーツ—

- 1. 東京都障害者スポーツ大会 67
- 2. 障がい者の方に配慮したスポーツ施設 67
- 3. スポーツに関する相談・講習 67

—レクリエーション—

- 1. 三鷹サタデー学級 68
- 2. 東京都障害者休養ホーム事業 68

—福祉バス（ふれあい号）の利用—

..... 68

地域の団体・施設

—地域団体—

- 1. 三鷹市の障がい者団体 69
- 2. 三鷹市の障がい者(児)関係福祉団体 69

—三鷹市の障がい者福祉施設—

- 1. 指定特定相談支援事業所 70
- 2. 通所施設 71
- 3. グループホーム 72
- 4. 施設入所支援 72
- 5. 短期入所 72

相談窓口

—障がい者支援課—

..... 73

—各種相談窓口—

- 1. 身体障がい、知的障がいの方の相談 73
- 2. 子ども・教育に関する相談 74
- 3. 発達障がいの方の相談 74
- 4. 高次脳機能障がいの方の相談 74
- 5. 精神障がいの方の相談 75
- 6. こころの相談 75
- 7. 難病の方の相談 76
- 8. 健康に関する相談 76
- 9. しごとの相談 76
- 10. 生活保護・就労に関する相談 76
- 11. その他 77
- 12. 介護保険の相談 77
- 13. 税金の相談 78
- 14. 年金の相談 78
- 15. 権利擁護の相談 78
- 16. 法律相談 78
- 17. 虐待の相談 78
- 18. 福祉サービスに関する苦情相談 79
- 19. 地域の相談員 79

障がい程度により該当するサービス早見表

区分		障害者総合支援法・児童福祉法のサービス							障がい者の手当														
		1	5	5	7	9	9	15	23	23	23	23	23	23	23	23	23						
ページ																							
事業		障がい者を対象としたサービス		障がい児を対象としたサービス		補装具費の支給		日常生活用具の給付		住宅設備改善費の給付		特別児童扶養手当		児童育成手当		特別障害者手当		障害児福祉手当		重度心身障害者手当		心身障がい者福祉手当	
		移動支援事業		日中一時支援事業								育成手当		障害手当						特別障がい手当		一般障がい手当	
愛の手帳	1度		○	○						○	○	○	○	△	△	△	○	○					
	2度		○	○						○	○	○	○	△	△	△	○	○					
	3度		○	○						△	△	△	○				○	○					
	4度		○	○														○					
身体障害者手帳	視覚障がい	1級	○	○			○			○	○	○	○	△	△		○	○					
		2級	○	○			○			○	△	△	○	△	△		○	○					
		3級	○	○			○			△	△								○				
		4級	○	○			○				△									○			
		5級	○	○			○																
		6級	○	○			○																
	聴覚・平衡	2級			○			○			○	○	○	○	△	△		○	○				
		3級			○			○			△	△							○				
		4級			○			○				△								○			
		5級			○			○															
	音声・言語・そしゃく	3級			○			○			△											○	
		4級			○			○				△										○	
	肢体不自由	1級	△	○				○				○	○	○	△	△	△	○	○				
		2級		○				○				○	△	△	△	△	△	○	○				
		3級		○				○				△	△	△	△	△	△	○	○				
		4級		○				○												○			
5級			○				○													○			
6級			○				○														○		
脳性麻痺																							
進行性筋萎縮症																							
障がい部	1級			○			○			○	△	△	△	△	△		○	○					
	2級			○			○			○	△	△	△	△	△		○	○					
	3級			○			○												○				
	4級			○			○													○			
精神障害者保健福祉手帳		1級	○	○						△	△			△	△								
		2級	○	○																			
		3級	○	○																			
手帳のない方	難病						○			△				△	△	△						○	
	自立支援医療(精神通院)														△	△							
	発達障がい精神障がい														△	△							
所得制限								有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
年齢制限																							

このしおりでは、三鷹市で「障がい者」「障がい」と表記するもののうち、法律名、法定の名称、組織・団体名等、定められたとおりに「障害者」及び「障害」と表記するものについては、下線(傍線)をしています。

障がい程度により該当するサービス早見表

区分	リハビリ ・講習会	日常生活の支援												
		福祉用具		一時保護				ゴミ出し支援						
ページ	36	39	39	40	40	40	40	41	41	41	42	42	42	
事業	三鷹市障がい児水泳教室	中等度難聴児発達支援事業	車いすの貸出し	重度脳性麻痺者の外出介護	福祉訪問員の派遣	在宅重症心身障がい児(者)等 在宅レスパイト事業	巡回入浴サービス	一時保護事業(ピアえきまえ)	在宅難病患者一時入院事業	精神障害者一時入所事業	ふれあいサポート事業	一般廃棄物処理手数料の免除	ごみ処理手数料の減免 (ごみ袋の無料配布)	
愛の手帳	1度	○			○			○				○	○	
	2度	○			○			○				○	○	
	3度	○			○			○				○		
	4度	○						○				○		
身体障害者手帳	視覚障がい	1級	○		○		△	○			○	○	○	
		2級	○		○		△	○			○	○	○	
		3級	○									○		
		4級	○									○		
		5級	○									○		
		6級	○									○		
	聴覚・平衡	2級	○			○		△	○			○	○	○
		3級	○									○	○	
		4級	○									○	○	
		5級	○									○	○	
	音声・言語・そしゃく	3級	○										○	
		4級	○										○	
	肢体不自由	1級	○			○		△	○			○	○	○
		2級	○			○		△	○			○	○	○
		3級	○									○		
		4級	○									○		
5級		○									○			
6級		○									○			
脳性麻痺												○		
進行性筋萎縮症												○		
障がい部	1級	○			○		△	○			○	○	○	
	2級	○			○		△	○			○	○	○	
	3級	○									○			
	4級	○									○			
精神障害者 保健福祉手帳	1級									○		○	○	
	2級									○		○	○	
	3級									○		○	○	
手帳のない方	難病								○					
	自立支援医療 (精神通院)									○				
	発達障がい 精神障がい													
所得制限													有	
年齢制限		有			有									

このしおりでは、三鷹市で「障がい者」「障がい」と表記するもののうち、法律名、法定の名称、組織・団体名等、定められたとおりに「障害者」及び「障害」と表記するものについては、下線(傍線)をしています。

障がい程度により該当するサービス早見表

区分		コミュニケーション支援			防災・安全安心					選挙		子ども				
		視覚障がい		聴覚障がい												
ページ		49	49	50	50	50	51	51	51	51	52	52	52	53	54	
事業		市立図書館でのサービス	読み書き支援員の派遣	手話通訳者・要約筆記者の派遣	議会傍聴時の手話通訳の実施	電話お願い手帳の配布	ヘルプカード	ヘルプマーク	救急医療情報キット	緊急時のメール・FAXによる通報	災害時避難行動要支援者支援事業	郵便等による不在者投票	郵便等による不在者投票における代理記載制度	児童発達支援	放課後等デイサービス	
愛の手帳	1度						○	○	○		○					
	2度						○	○	○		○					
愛の手帳	3度						○	○	○		○					
	4度						○	○	○		○					
	視覚障がい	1級	○					○	○	○		○		○		
		2級	○					○	○	○		○				
3級		○					○	○	○		○					
4級		○					○	○	○		○					
5級		○					○	○	○		○					
聴覚・平衡	6級	○					○	○	○		○					
	2級			○	○		○	○	○		○					
	3級			○	○		○	○	○		○					
	4級			○	○		○	○	○		○					
	5級			○	○		○	○	○		○					
音声・言語・そしゃく	6級			○	○		○	○	○		○					
	3級						○	○	○		○					
	4級						○	○	○		○					
	肢体不自由	1級						○	○	○		○	○	△		
		2級						○	○	○		○	○			
3級							○	○	○		○					
4級							○	○	○		○					
5級							○	○	○		○					
脳性麻痺	6級						○	○	○		○					
	進行性筋萎縮症						○	○	○		○					
	障がい部	1級						○	○	○		○	△			
		2級						○	○	○		○	△			
		3級						○	○	○		○	△			
4級							○	○	○		○					
精神障害者保健福祉手帳	1級						○	○	○		○					
	2級						○	○	○		○					
	3級						○	○	○		○					
手帳のない方	難病						○	○	○		○					
	自立支援医療(精神通院)						○	○			○					
	発達障がい精神障がい						○	○			○					
所得制限																
年齢制限																

このしおりでは、三鷹市で「障がい者」「障がい」と表記するもののうち、法律名、法定の名称、組織・団体名等、定められたとおりに「障害者」及び「障害」と表記するものについては、下線(傍線)をしています。

